

衆議院法務委員会ニュース

平成 27. 8. 26 第 189 回国会第 37 号

8 月 26 日（水）、第 37 回の委員会が開かれました。

1 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出第 60 号）（参議院送付）

- ・ 上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、上西小百合君（無））
- ・ 盛山正仁君外 4 名（自民、民主、維新、公明、共産）から提出された附帯決議案について、山尾志桜里君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・ 採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、共産、上西小百合君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

門 博文君（自民）

- ・ 今回の法案に基づく矯正医官の兼業やフレックスタイム制の適用によって、矯正医官の通常業務に支障を生じることにならないよう、どのような手立てを講じていくのか、伺いたい。
- ・ 矯正医官の給与は、民間医療機関の医師より低いと承知しているが、矯正医官の給与水準の改善についてはどのように考えているのか、伺いたい。
- ・ 矯正医官の定員充足のため、今回の法整備以外の所でのような取組を行っていくのか、伺いたい。

國 重 徹君（公明）

- ・ 矯正医官が誇りとやりがいをもって勤務できるよう、社会的評価を高めるための具体的な取組を行う必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ レントゲン読解、診療データに基づく意見交換、遠隔診断など、常勤の矯正医官の間で共助し合える仕組みの導入について、伺いたい。
- ・ 矯正施設において女性医師が働きやすい環境整備を行い、女性の矯正医官への登用を進めることが矯正医官不足を解消するための有効な手段ではないかと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 医師以外の看護師等の医療従事者の増員が、矯正医官の負担軽減のための有効な手段であると考えているが、見解を伺いたい。

鈴 木 貴 子君（民主）

- ・ 本法案第 1 条の目的規定にある「矯正施設に収容されている者に対する医療の重要性」とは具体的にどのような

ことを意味するのか、法務大臣の見解を伺いたい。

- ・ 本法案第 3 条で、国の責務として広報活動が挙げられているが、矯正医官の成り手を増やすためには、矯正医療が更生や再犯防止に資するという点など、社会的な意義や貢献度も含めて周知するような広報活動が必要であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 矯正医療の質を向上させるためには、人生経験や臨床経験が豊富な医師に矯正医官として活躍してもらうことが必要であると考えているが、矯正医療の在り方に関する有識者検討会の報告に盛り込まれた矯正医官の定年の見直しは本法案では盛り込まれなかった理由について、伺いたい。
- ・ 近年、高齢の受刑者が増加しているが、高齢者はリハビリや介護が必要である場合があるため、時代に合わせた改革という観点からは、リハビリの専門医や介護職員の確保・導入が必要であると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

山 尾 志桜里君（民主）

- ・ 平成 22 年度から平成 25 年度までの会計検査院の決算検査報告において、矯正医官の外部研修について、いわゆるカラ研修を行っていたとして不当事項に掲記されたことを踏まえ、本法案による矯正医官の兼業について適正な管理を行うため、どのようなことを行っていくのか、伺いたい。
- ・ フレックスタイム制について、矯正医官が兼業をする場合に、本来の勤務時間であれば勤務時間内の兼業となり給与が減額されるところを、フレックスタイム制を利用することにより給与が減額されず報酬も受けることができる勤務時間外の兼業とするといった、本来の目的を逸脱したフレックスタイム制度の利用に対して、どのよう

にチェックするのか、伺いたい。

- ・本法案第3条第2項では、国による矯正医官の勤務条件の改善等についての努力義務が規定されているが、この中には、物的整備面における女性医師の環境整備も含まれているのか、伺いたい。
- ・矯正医官と同様に、検疫所の医師や、国立ハンセン病療養所の医師の数も不足している中で、年齢を重ね、経験のある人が患者を診る有用性を考えた場合に、医官全体の定年年齢の引上げを早く行うべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。

井 出 庸 生 君 (維新)

- ・刑事訴訟法等改正案に関し、特定電子計算機を用いた新たな通信傍受の実施において立会いの代替として警察の運用で行うとしている捜査に従事していない職員による指導を、通信傍受の全件全時間で指導を行うべきと考えるが、警察庁の見解を伺いたい。
- ・犯罪者等に対する医療のために多額の税金を投入する必要はないという国民の意見もある中で、受刑者の心身の健康の維持の重要性について、法務大臣の所見を伺いたい。
- ・矯正施設の収容人数が減少している一方、矯正施設における医療関係経費は増加しているが、矯正施設関係予算のうち、医療関係経費の占める割合及び今後の増減の見通しについて、伺いたい。
- ・受刑者の高齢化が進む中で増えている認知症の疑いのある者に対して、矯正の現場においてどのような対応を行っているのか、伺いたい。

清 水 忠 史 君 (共産)

- ・老朽化した矯正施設の整備や医療機器、医薬品等の確保など医療体制の整備に係る今後の取組方針について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・矯正施設の病室に冷房設備のない施設があることについて、どのように把握しているのか、伺いたい。また、矯正施設における熱中症対策が十分に実効性のあるものになっているのか、法務省に確認したい。
- ・刑務官等の恣意的な判断の介入によって、被収容者の診察や検査に支障が生じることはあってはならず、被収容者の希望や医師の判断を尊重する矯正医療体制を構築することが重要だと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・常勤医師がいなくなることにより、診療所である矯正施設での円滑な医療の提供に支障を生じさせないために、兼業以外にも現状の矯正施設での勤務と大学での研修・研鑽を望んでいる矯正医官の意向にも応えられるように柔軟な対応を検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。